

求職者支援訓練に関する認定申請について

令和3年度における兵庫地域職業訓練実施計画に基づき、令和4年2月1日開講・2月16日開講の訓練認定規模は、表のとおりです。

兵庫労働局職業安定部訓練室

訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を中心とします。

表1(各分野予定数)

		2月1日開講 2月16日開講
基礎コース		50人
実践コース		200人
実践 コ ー ス 内 訳	介護福祉系	40人
	営業・販売・事務分野	40人
	情報系	40人
	医療事務分野	40人
	その他成長分野	40人
申請書提出開始日		令和3年10月18日(月)
申請書提出締切日		令和3年10月29日(金)

表1のうち、特別枠は次のとおりです。

	新規参入枠	職場復帰支援コース枠	託児サービス付訓練コース 及び 短時間訓練コース枠	地域共有枠
基礎コース	30%(15人)	20人	1コース	設定なし
実践コース	30%(60人)		1コース	設定なし
上記実践のうち 介護福祉分野				

※1 短期・短時間特例訓練の認定申請については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部にお問い合わせください。
(連絡先:06(6431)8727)

・認定単位期間については、兵庫においては毎月ごとに認定を行います。

・認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、兵庫労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部のホームページに掲載します。

・認定申請は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部が受け付けします。(連絡先:06(6431)8727)

・求職者支援訓練の受講者募集に関する広告、案内の作成については、兵庫労働局ホームページにアップしている留意事項(「原則として雇用保険を受給できない求職者の方が対象です」)を参照のうえ作成をお願いいたします。

留意事項(「原則として雇用保険を受給できない求職者の方が対象です」)を、リーフレット(訓練案内のチラシ)の裏面に使用することについては任意とします。

なお、広告、折り込み等の内容に関する事前の確認につきましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部と兵庫労働局が行います。

※ 訓練1コースの上限定員は、基礎コース20人・実践コース20人とします。

※ 実践コースにおいて、介護福祉系・医療事務分野・情報系の各分野において認定単位期間内に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で営業・販売・事務分野またはその他成長分野へ振り替えることも可能とします。

また、営業・販売・事務分野は元来その他成長分野の中のひとつであるため、当該分野において認定単位期間内に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で相互間で振り替えることも可能とします。

※ 第3四半期及び第4四半期においては、認定コースの定員が少なかった場合の繰り越し分及び中止コース分の繰り越し分について、基礎コース・実践コース間で振り替えることも可能とします。

※ 新たに訓練を実施する施設を確保するため、基礎コース30%、実践コース30%の新規参入枠を設けます。

ただし、新規参入枠を超える認定申請があり、かつ他の定員枠に余剰がある場合は、当該余剰枠を新規参入枠に振り替えることも可能とします。

なお、上限枠の30%が20人を下回る場合は、下回る人数とします。

※ 実践コースの同一分野における新規参入枠のコース設定は原則1コースとします。なお、同一分野とは、実践コース19分野のそれぞれをいいます。

※ 託児サービス付訓練コース及び短時間訓練コース枠での選定からもれた場合は、通常枠での選定を行います。

※ 地域共有枠は、別表のとおり2グループに分別、各グループで「基礎コース」「実践コース」のいずれかを3カ月に1回設定します。

※ 2月開講の地域共有枠の設定はありません。

別表(地域共有枠グループ)

Aグループ	Bグループ
豊岡公共職業安定所管内 (出張所・分室を含む)	洲本公共職業安定所管内
西脇公共職業安定所管内	龍野公共職業安定所管内 (出張所を含む)
柏原公共職業安定所管内 (出張所を含む)	神戸公共職業安定所 三田出張所管内

※ 同一法人が1申請期間内に同一地域で申請できる申請件数は、2コースとします。

ただし、同一内容の訓練は1コースとします。

なお、同一地域とは、開講を予定している施設を管轄する公共職業安定所管内をいいます。

※ 同一法人が1申請期間内に同一分野で申請できる申請件数は、基礎コースと実践コース合わせて2コースとします。なお、同一分野とは、基礎コース20分野及び実践コース19分野をいいます。

※ 神戸公共職業安定所管轄以外の各公共職業安定所管轄においては、同一分野の訓練設定を上限2コースとします。(基礎コースを除く)